

## 報告書素案について出された意見

平成16年6月26日(土) 於: 中小企業・婦人会館3階 大会議室

### 作成委員会担当部分について

#### 1 名称について

作成委員会からの提案により、各検討委員より名称案を募集することが確認された。

#### 2 前文について

- ・市民が読みやすい前文をつくる必要あり。

あまり長くない文章で

わかりやすく平易な文章で

格調高い文章に

川崎らしさを表現した文章に

- ・誰が文案をつくるか？

作成委員会で検討する。

#### 3 最高規範性、見直し規定、実効性を高めるルール・しくみについて

- ・区単位の自治推進委員会をつくるべき。

委員は無報酬で！

交通費等の経費については支払われるべき！

組織の体系(市委員会と区委員会の関係づけ)は様々なかたちが考えられ、今後の検討課題とする。

条例の位置づけ(最高規範性)

自治推進委員会(実効性を高めるしくみ)

現在の規定は上の2つを規定するにとどまっているが、見直し規定を盛り込む必要はあるか？  
石田委員から「自治基本条例の実効性の担保」の文案の提案あり。具体的な規定の仕方については、作成委員会で再検討することになった。

### 市民自治グループについて

#### 1 市民の定義

- ・市民の定義である「川崎市に暮らし、働き、学び、活動するすべての人」を、市民の権利規定等にも反映させるべき。

- ・の規定の「団体」は「事業者」とした方がよい。

- ・「企業の社会的責任」という意味から、一般に「企業市民」という言葉が用いられているが、そのような考え方を盛り込む必要性について検討する必要あり。

#### 2 市民の権利

- ・権利規定が、他のグループが担当している部分にも散見され、整理が必要。

- ・権利の規定の仕方を、カタログ式とすると、すべての権利をもれなく規定する必要が出てくる。

ある程度まとめて(タイプ別に)権利を規定することが可能かについて検討する価値あり。

#### 3 市民の責務

- ・「市民等の責務」についても規定する必要がある(「1 市民の定義」にあわせて)。

#### 4 参加の原則

- ・「参画」をもっと前面に打ち出してはどうか。

- ・の規定で、市民の参加する権利は、計画や事業に関することだけでよいのだろうか。
- ・で発信することを求めるだけでなく、それを受ける仕組み等も考えるべき。
- ・として発信する意味を書き込む必要がある（発信する必要があるかを含めて再検討すべき）。

## 5 協働の原則

- ・の規定は6のの規定と重複するため、削除する。

## 6 とともに担う公共の創造

- ・の規定にある「市民」と「川崎市民」は同義か？ YES（文章を再考）
- ・の「市民社会の問題の解決」が意味する範囲は広すぎるのではないか。
- ・規定の流れとして、「6 とともに担う公共の創造」「5 協働の原則」の方が自然なのではないか。

## 議会・行政グループについて

### 1 市政に委ねること

- ・「川崎市は、市民の信託に基づいて市政を運営する。」などと包括的な規定の仕方をとるという方法もあり。

市民にとってのわかりやすさを追求した再統合作業の必要あり。

### 2 市民自治と開かれた市政（市政運営の基本原則）

- ・の「市民自治」や、の「市民の信託」に関する規定は、条例の前段で、条例の基本的な規定として整理する必要あり。
- ・の規定にある「パートナーシップ」は、市民自治グループの規定にある「協働」という言葉と置き換えは可能か。

言葉の再整理が必要。

### 3 市の重要な意思決定、市政運営の監視等（議会）

（特に意見なし）

### 4 市を統括して、これを代表する（市長・行政）

- ・（1）で規定されている「他の執行機関」について、行政委員会は市長と独立したかたちで別に定める必要はないだろうか。
- ・（2）の審議会等についての仕組みをどのように規定するか。  
条例化等にまで踏み込んだ規定にするか。
- ・（3）の規定にある「市民への奉仕者」という表現のままでよいか。  
市民と行政は対等であるという考え方と矛盾する点もある。  
職員は、「個別市民の奉仕者」ではなく、「市民全体の奉仕者」という考え方が一般的である。
- ・（4）個別の行政計画は整合性が保たれるだけでなく、その作業をスピーディに行う必要があるのではないか。また、行政計画だけではなく、事業等についても同じことがいえるのではないか。

### 5 議会と市長（行政）の関係について

- ・この部分の規定は、「二元代表制」についての規定と考えられ、行政と議会の基本的な関係として、「1 市政を委ねること」とともに規定したらよいのではないか。

## コミュニティ・区グループについて

### 1 自治とコミュニティ

- ・「コミュニティ」の定義を整理する必要がある。  
「コミュニティ」を「地域自治」と考え、さらに「地域コミュニティ」「テーマコミュニティ」に分けられる。  
「コミュニティ」は、自発的な組織として地域でその存在が認められるものであるべき。
- ・「コミュニティ」には3つの意味があるのではないだろうか。

地理的な範囲

テーマコミュニティ  
地域コミュニティ } 団体としてコミュニティ

## 2 区役所の位置づけ、あるべき姿

- ・区役所は、自治法上「事務所」として位置づけられている。  
どのような事務所が望ましいかを整理するというスタンスで整理されているが、わかりやすく再整理する必要あり。
- ・この部分の規定は、議会・行政グループと整合を図る必要あり。

## 3 区役所を機能させるしくみ

- ・「区民会議」と「自治推進委員会」を同じ組織にすることは可能か？（組織を多くつくるべきではないという視点から）  
「区民会議」と「自治推進委員会」では役割が異なるはずであり、関係性の整理が必要。  
区民会議 …施策・事業の実施、推進  
自治推進委員会…市民自治の推進
- ・区長の権限についてもう少し踏み込めないか？

## 4 7つの区のあり方

- ・区の特性を活かした区民のニーズにあった区政運営の必要あり。  
「3 区役所を機能させるしくみ」と関係する「区長の権限」「区の決定権限」「区の予算権限」の中に、この考え方を反映させるべき。

・ 区の個性尊重  
区独特のまちづくり推進

という流れの方が better では？

区役所のあり方  
区長の権限強化など

## 制度・しくみグループについて

### 1 情報共有・流通のしくみ・制度

- ・「知る権利」として、「市の保有するすべての情報を知る」ことは可能か？  
市民の権利として、「市の保有するすべての情報を知る権利」は保障されていると考えてよいだろう。  
「情報公開条例」との整合を図る必要あり（不開示事項、個人情報保護等について）

### 2 広聴のしくみ

- ・「パブリックコメント」だけが広聴の仕組みでよいか？  
市政モニター、市長への手紙等の既往制度について触れる必要はないか（p.36の解説部分に類似の記述あり）
- ・「パブリックコメント」の言葉の使い方を整理する必要あり。  
「パブリックコメント」という言葉は、「市民意見そのもの」と「制度」の両方を持っており、整理が必要である。
- ・2のの規定は、「5 評価」で触れてはどうか。
- ・「広聴のしくみ」は「広報のしくみ」とともに、「情報公開」の中で規定するという方法もあるのではないか。

### 3 住民投票制度

（特に意見なし）

### 4 権利の救済

- ・「市民総合オンブズマン」の定義が必要ではないか。  
既存の制度を指しているのか、新たな制度として提案しているのか。

5 評価

(特に意見なし)

6 財政運営

(特に意見なし)

各グループ共通の指摘事項について

- ・まとめの段階で規定の重複箇所を整理する必要あり。

「参加」「情報公開」「審議会」など

参加する権利 知る権利 情報共有(言葉の使い方も) 参加原則
---

条例の前段で、「運営原則」としての基本を整理するか？

- ・「自治」という言葉を整理して考える必要あり。

「地方自治」「市民自治」「自治体としての自治」の整理が必要。

《参考》憲法で規定された自治と憲法の外にある自治について

憲法でいう自治 地方自治の本旨 ... 団体自治：「市」と「県」「国」との関係からみた  
団体としての自治

住民自治：主権者の視点から見た自治

憲法の外の自治 地域住民の自発的な自治

- ・まとめの段階で言葉の整合を図る必要あり。
- ・条例としての文章化を視野に入れた作業の必要あり。

断定的表現に。

時代背景に左右されない表現に(いつでも通用する文章)。

報告書のまとめ方について

- ・具体性を持たせつつ、わかりやすくまとめる必要がある。
- ・条例の基本的なスタンスを確認する必要がある。  
新しい自治のあり方を定める条例としての性格を強く打ち出したい。  
(名称は、「市民自治基本条例」として、「協働条例」などの制定への足掛かりになる条例にしたい。)
- ・7月2日(金)の作成委員会で、「報告書の構成案(体系、並び順)」と「規定内容の重複部分のチェック」について検討し、7月3日(土)の検討委員会に提案するという流れで、作業を進めることになった。